

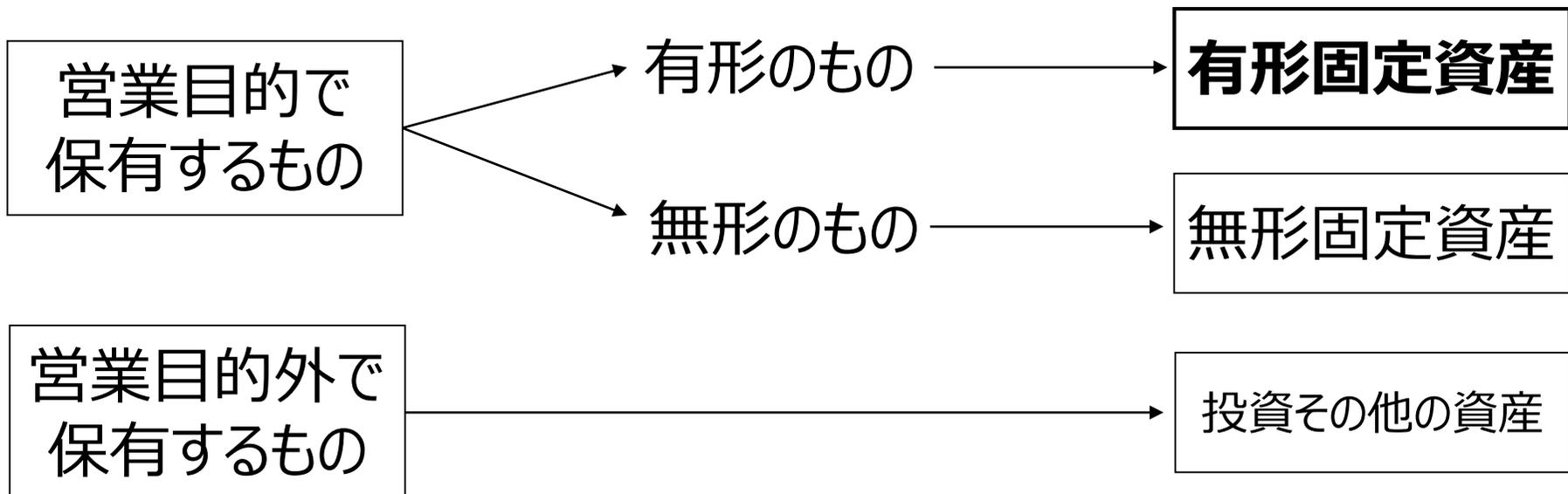
# 固定資産会計の実務

# はじめに

## 固定資産（Fixed assets : F A R）とは

企業活動のために長期間にわたって使用するために所有する資産

### 固定資産の分類



# はじめに

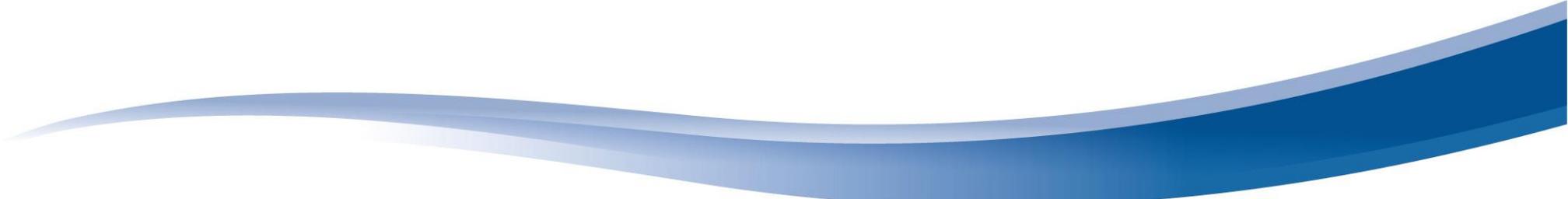
## 有形固定資産の具体例

	意義及び具体例
建物	ビル、店舗、倉庫、工場等
構築物	橋、舗装道路、貯水池、土地に定着する工作物等
機械及び装置	製造設備、加工設備、塗装設備、建設工業設備
船舶	船、ボート等
車両運搬具	乗用車、トラック等
工具器具備品	机、椅子、棚、パソコン、コピー機、金型等
土地	建物の敷地等
建設仮勘定	営業の用に供するものを建設した場合における支出及び充当した材料等

# 目次

- Chapter 1 – 固定資産を取得したときの処理
- Chapter 2 – 減価償却の方法
- Chapter 3 – 資本的支出と修繕費
- Chapter 4 – 固定資産の除却と処理
- Chapter 5 – リース資産の処理
- Chapter 6 – 固定資産の減損会計

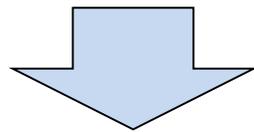
目次	スライド番号
<b>Chapter 1 固定資産を取得したときの処理</b>	5～ 30
<b>Chapter 2 減価償却の方法</b>	31～ 56
<b>Chapter 3 資本的支出と修繕費</b>	57～ 74
<b>Chapter 4 固定資産の除却と処理</b>	75～ 97
<b>Chapter 5 リース資産の処理</b>	98～117
<b>Chapter 6 固定資産の減損会計</b>	118～133



# Chapter 1 固定資産を取得したときの処理

**取得価額（取得原価）とは、**

その固定資産を事業の用に供するために投じた費用の総額



減価償却費として費用配分する費用の総額

譲渡損益の計算の基礎

特別償却等、法人税法上の制度を適用するうえでの基礎

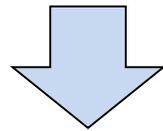
## 1. 購入の場合

取得価額 = 購入代価 + 付随費用（※1） + 事業供用費用（※2）

（※1）引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等

（※2）土地ならし費、据付費、試運転費等

法人が不当に高価で買い入れた固定資産について



時価を超える部分については贈与とみなされる

例) 時価500の固定資産を700の対価で取引先から取得した。不当に高価で買い入れたものであり、差額の200は実質的に贈与をしたものと認められる金額である。

固定資産	500	／	現預金	700
寄附金	200			

## 2. 自家建設の場合

以下の合計額

- ①その資産の建設等のために要した原材料、労務費および経費の額
- ②その資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

適正な原価計算基準に従っていれば、標準原価による算定も認められる。